

学力の向上について

1. これまでの全国学力・学習状況調査における結果の分析、取組等について
別冊資料
2. 県教育委員会が直接担当する部分、市町教育委員会を支援する部分の
事務内容等について（主なもの）

①法律上における国と県教育委員会、市町教育委員会の役割分担 (別紙のとおり)

②具体的な事務内容

○県教育委員会が直接担当すること

- ・全国学力学習状況調査の県全体の分析をして市町に示し、学力向上の方向性を示す。
- ・学力向上に係る研修の実施（教科主任指導力向上研修等）
- ・評価問題や学び直しの問題など、各市町での活用資料を作成・配布し、活用を図る。
- ・学力向上のためのモデル的な取組の推進と普及
- ・少人数学級の実施など人的措置

○市町教育委員会が直接担当すること

- ・学校に対する市町独自の分析に基づく学力向上の改善策の実施及び指導
- ・学力向上のための市町独自の教員や支援員の配置
- ・各学校が学力向上に組織的に対応できる校内体制の充実を図るよう、校長を指導

○県教育委員会の市町教育委員会への間接的支援

- ・市町教委訪問、学校訪問による指導助言
- ・学力向上のための事業を実施
- ・授業改善の具体的な内容等の指導資料の作成と配付
- ・「教育しが」で保護者に家庭学習の取組を啓発

③県が把握する市町教育委員会の取り組み状況と県教育委員会の支援の状況

- ・県教育長が市町の教育長を訪問して、学力向上・授業改善について意見交換
- ・指導主事が全ての学校を訪問し、「学力向上を図る 5 つの視点」をもとに指導・助言
- ・「言語活動スタートアップ事業」小学校 11 校、中学校 11 校で実施し、言語活動の充実を通して基礎学力の定着に取り組む実践研究（国語、算数・数学）
- ・「学力向上アプローチ事業」小学校 12 校、中学校 12 校で実施し、評価問題の作成を通して授業改善の方法を研究（国語、算数・数学、理科）
- ・「放課後学習バックアップ事業」放課後を利用した補充学習を実施する小学校に教材作成のための需用費を補助
- ・主体的な学びとなる家庭学習を促すよう学校訪問等で指導
「家庭学習の手引き」の作成状況 小学校 約 81% 中学校 約 57%
- ・全国学力・学習状況調査の自校採点による課題の共有
自校採点の実施率 小学校 約 98% 中学校 約 94%

④課題や改善点

- ・市町教育委員会は県の支援を受けて学力調査の分析を進め、各校を指導し、学力向上策などを計画して、具体的・継続的に子どもたちを導くことが必要。
- ・市町と県が連携を図る中で、相互に情報を共有し、学校にとって有効な改善策を共に考える関係を築くことが必要。
- ・県は、県全体としての平均的な方向性を示すことになる。学校がいかに主体的に取り組むかが課題であり、より学校のヒントになるようなものを示していくことが必要。

⑤県教育委員会が取り組む「学力向上策」と来年度予算編成に向けた考え方

- ・市町ごとに学力の状況を分析し、それぞれの課題を示す。
- ・今後策定予定の学力向上プランを踏まえ、来年度予算編成の中で、必要となる予算措置に努める。

- <主な検討項目>
- ・言語活動の充実を図る基礎的な取組
 - ・学力向上の課題を踏まえた実践的な研究
 - ・自ら学ぶ家庭学習の習慣化
 - ・放課後・土曜日等の活用の推進
 - ・先進地への教員の派遣

2. 教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係について

教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担(義務教育の例)

	主な役割
国	<p><u>学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定</u></p> <p>(例) ・「学校教育法」等による学校教育制度の制定 　・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定 　・教科書検定制度 　・教職員免許制度(免許状の種類,授与権者,効力等)の設定</p> <p><u>全国的な基準の設定</u></p> <p>(例) ・小中学校等の学校の設置基準(編制,施設設備等)の設定 　・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 　・学級編制と教職員定数の標準の設定</p> <p><u>地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費と校舎の建設等に要する経費の国庫負担 　・教科書の無償給与</p> <p><u>指導・助言・援助</u></p> <p>(例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
都道府県	<p><u>広域的な処理を必要とする教育事業の実施</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の任命</p> <p><u>市町村における教育条件整備に対する財政的支援</u></p> <p>(例) ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担</p> <p><u>指導・助言・援助</u></p> <p>(例) ・教育内容や学校運営に関する指導,助言,援助</p>
市町村	<p><u>学校等の設置管理</u></p> <p>(例) ・市町村立の小・中学校の設置管理</p>
学校	<p><u>教育の実施</u></p> <p>(例) ・教育の実施</p>

○教育基本法

- 第16条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成18年法律第120号)の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

文部科学大臣による地方公共団体の 自治事務に対する関与について（現行制度）

	根拠法律	対象	内 容	効 果
指導・助言・ 援助	地教行法 第48条	首 長 教 委	<p>相手方を一定方向に導いたり(指導)、必要な事項を進言したり(助言)、特定事業の促進を図るために助力(援助)したりすること。</p> <p>(要 件) 教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき</p>	法的拘束力なし
是正の要求	地自法 第245条の5 (一般ルール)	首 長 教 委	<p>違反の是正・改善のため<u>必要な措置を講ずべきことを求めることが可能</u>。</p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は ②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき</p>	<p>是正・改善のために<u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u>。(ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量)</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 10px; text-align: center;">何ら措置を 講じないとき</div>
	地教行法 第49条 (特則)	教 委	<p>違反の是正・改善のための<u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求めることが可能</u></p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は<u>事務の管理・執行を怠っているときであって</u>、 ②<u>教育を受ける権利を侵害されていることが明らかな場合</u></p>	<p>是正・改善のために<u>必要な措置を講じなければならない義務を負う</u>。(最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。)</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px 10px; text-align: center;">何ら措置を 講じないとき</div>
指 示	地教行法 第50条	教 委	<p>相手方に一定の<u>作為又は不作為の義務を課す</u>ことが可能</p> <p>(要 件) ①事務の処理が法令の規定に違反、又は<u>事務の管理・執行を怠っているときであって</u>、 ②生徒等の<u>生命、身体の保護のため、緊急の必要</u>がある場合であり、 ③<u>他の措置によっては是正を図ることが困難</u>である場合</p>	<p><u>指示された内容に従い、是正又は改善の措置を講じなければならない</u>。</p>

国等による違法確認訴訟(地方自治法第251条の7)

地方自治法の改正により、国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「違法確認訴訟」を提起することができることとなった(※平成25年3月1日から施行)。

関与の基本原則(地方自治法第245条の3 第6項)

国は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等特に必要と認められる場合を除き、自治事務の処理に關し、普通地方公共団体が、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち第二百四十五条第一号へ(※)に規定する行為に従わなければならないこととすることのないようにしなければならない。(※「へ」は自治法245条上の「指示」)

教育行政における国・県・市町の役割分担(義務教育)

